

下野奨学生（候補生）の手引き

1. 出願資格について

- (1)日本国民であって栃木県に居住し現在、県内の中学校3学年に在学しており、2023年4月に県内の全日制県立高等学校または県内私立高等学校への進学を希望する方です。※ただし定時制、通信制、高等専門学校への進学者は除きます。
- (2)学業が優秀かつ健康であり、学資の支払いが困難と認められる方です。
- (3)生計を一にする家族全員の年間総収入額が420万円未満とします。
- (4)他奨学会への併願応募はできません。

2. 奨学金の給付月額と期間について

- (1)月額2万円を給付します。
- (2)給付期間は、2023年4月から2026年3月までの3年間とします。

3. 出願手続きについて（中学校を通して出願して下さい。）

- (1)本人もしくはご家族の方が作成し、学校へ提出する書類および添付書類

①下野奨学生願書（第1号様式）……………1部

＊記入方法は、③と④ページを参照下さい。

②収入等に関する書類

生計を一にする家族全員が対象となります。ただし、6歳未満の者及び22歳以下の就学者は除きます。（イ）は受給しているものがあれば提出してください。

（ア）2021年（2021年1月から12月まで）の所得と2022年度の住民税が分かる証明書（住民税決定証明書、市県民税課税証明書など。自治体によって名称が異なることがあるので窓口でご確認ください）

＊両親がいる世帯の場合→父と母2人の所得

＊母子または父子世帯の場合→母または父の所得

＊祖父母がいる世帯の場合→祖父母の所得（年金含む）

＊所得がない人も、所得金額がゼロ円である証明書（所得証明書、非課税証明書など）が必要です。

（イ）2021年の年金、児童手当、児童扶養手当などの受給額を証明する書類（コピー可）。

＊年金には障害・老齢・遺族年金も含まれます。

*児童手当は支払い通知書、児童扶養手当は支払い証明書など
2021年1年間の受給額が分かるもの

③出願本人の戸籍抄本 1部

(2)中学校で準備する書類

①下野奨学生成績証明書（第2号様式） 1部

(3)出願締切日は、2022年12月14日(水)必着です。

(4)提出書類は、下野奨学生の選考以外には一切使用しません。提出書類は一切返還しません。

※記入漏れ、添付書類の不備などがないよう、よく確かめてから提出して下さい。

4. 下野奨学生候補生の選考について

(1)下野奨学会の評議員・理事と外部学識経験者で構成する「選考委員会」を2023年2月上旬に開催し、下野奨学生候補生20名程度を内定します。

(2)選考方法は書類選考のみとなります。

(3)選考委員会の結果は、「選考委員会」の内定後、2023年2月上旬に在学する中学校長ならびに本人に連絡します。

5. 下野奨学生候補生の採否の時期と通知について

(1)下野奨学生候補生は、2023年度全日制県立高等学校または県内私立高等学校の入試合格をもって正式に下野奨学生となります。ただし、県立高校と私立高校を併願した場合は、県立高校の合格後に決定します。県立、私立とも単願の場合は、その合格で決定します。

(2)上記の結果については、各中学校長に通知します。

6. 証書授与式について

(1)下野奨学生は、2023年4月上旬に宇都宮市内で開催する証書授与式に、保護者同伴で出席していただきます。

(2)当日は、下野奨学生全員に、第1回奨学金を手渡すほか、入学祝い金などを贈呈します。

下野奨学生願書（第1号様式）の記入方法について

○この願書（第1号様式）は、申請者本人かご家族の方が準備する書類です。1部提出して下さい。

○この願書は、選考以外には使用しません。すべての項目において、はっきりと正確にご記入下さい。

①「氏名」には、必ず「ふりがな」を付けて下さい。生年月日と男女別も忘れずに記入して下さい。

②「現住所」「電話番号」は、正確に記入して下さい。

＊出願後に住所等が変わった場合は、その時点で奨学会事務局へ連絡して下さい。

③住居の種別については、現在居住している住居の状態をいずれかに○で囲んで下さい。

④奨学金の種別は 一般または交通遺児のいずれかに○をつけて下さい。

⑤「奨学金支給期間」は、自：2023年4月 至：2026年3月と記入して下さい。

⑥「在学中学校名」と「卒業予定年月」を必ず記入して下さい。

⑦「進学希望高校名」及び「学科名」は必ず記入して下さい。全日制県立高校と県内私立高校を併願する場合は、両方を記入して下さい。下野奨学生の資格は県内の高校に入学することで得られるので、下野奨学生に選考されても、県外の高校に入学が決定した場合は奨学生の資格はなくなります。

⑧「家計の内容」は生計を一にする家族全員（6歳未満の者及び22歳以下の就学者は除く）の該当する項目に従って、正確に記入して下さい。該当項目が無かったり、記入事項が多い場合には、別紙の便箋等に記入し提出してもかまいません。

＊2021年1月～12月までの1か年の金額を記入して下さい。

＊勤務先が2つ以上ある場合や中途退社や新規就職などで給与支給先が2か所以上ある場合も、全てその収入額を記入して下さい。

＊「給与所得者」「自営業者」「農業従事者」「その他《年金（障害・老齢年金・遺族年金等を含む）、児童手当、児童扶養手当等、養育費》」など必ず生計を一にする家族全員（6歳未満の者及び22歳以下の就学者は除く）の収入や受給額を記入して下さい。

＊2021年の所得（2021年1月～12月までの1か年）及び2022年度の住民税が分かる証明書（住民税決定証明書など）を必ず提出してください。

＊所得がない人も、所得金額がゼロ円である証明書（所得証明書・非課税証明書など）

を提出して下さい。

*勤務先が2カ所以上ある場合や中途退職や新規就職などで給与支給元が2カ所以上ある場合は、それぞれの勤務先が発行する給与証明書が必要となります。

*年金、児童手当などは支給種別の名称と年間の受給金額をその他の欄に記入してください。それらを証明する書類（コピー可）も添付して下さい。

（例）遺族年金〇〇〇円、児童手当〇〇〇円、児童扶養手当〇〇〇円、
児童福祉手当〇〇〇円、養育費等

⑨奨学生に応募できるのは、生計を一つにする家族全員の年間総収入額が420万円未満の世帯です。「総収入額」は、正確に記入して下さい。

⑩「家族構成」の欄は、生計を一にしている人は同居、別居を問わず全員記入して下さい。氏名にはふりがなをつけて下さい。主たる家計支持者に◎印、別居者に○印をその番号に囲んで下さい。例：父が家計支持者の場合には、1を◎印で囲んで下さい。

（別居独立の生計を営む兄弟、生計を一にしない別居の祖父母、死亡又は生別した人は、記入する必要はありません。）

⑪「続柄」は、応募者本人からみた関係を記入して下さい。

⑫「年齢」は、2022年12月14日現在で記入して下さい。

⑬「勤務先」「業種」は会社名とその業種を記入して下さい。

⑭年収（税込み）の欄には、個人別年収額を記入して下さい。

⑮兄弟姉妹のいる方は在学学校名と学年、奨学金の有無などを必ず記入して下さい。

⑯父親や母親が不幸にも亡くなられた場合は、記入欄に書いて下さい。

⑰「家計の状況」欄には、下野奨学生願書を提出に至ったこれまでの経過と現在の家計の状況などを、できるだけ具体的に詳しく記入して下さい。

⑱「本人」と「保護者」の欄に記名、押印して下さい。

*願書右上に中学校長検印があります。